

## 協議事項 1

項目		個人情報取扱事務の届出
条文	現行条例	7条1項～5項
	改正法	75条
相違点		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法に個人情報取扱事務登録簿の作成、公表を義務づける規定なし</li> <li>・改正法では、1,000人以上の個人情報ファイル簿の作成、公表が義務づけられる</li> </ul>
対応の方向性		現行条例で規定している個人情報取扱事務登録簿に関し、新規条例においても同様の規定を設け、個人情報取扱事務登録簿を継続して作成、一般の閲覧に供する
当町の考え方		作成・公表義務の対象外となる本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについては、継続して個人情報取扱事務登録簿を作成、一般の閲覧に供すことで、町民に向けて収集の目的や個人情報取扱事務の内容を明らかにし、当該個人情報取扱事務の適正な運用に繋げるため個人情報ファイル簿とは別に作成は必要であるとする。
町の対応		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例規定する：条例に規定することにより対応する</li> <li>2 現行ルールどおり：現行ルールの運用を継続する</li> <li>3 運用ルールの変更：既存の運用ルールを見直す</li> <li>4 運用ルールの整備：新たな運用ルールを整備する</li> <li>5 その他（ ）</li> </ol>
個人情報保護委員会の見解		<p>地方公共団体の機関、地方独立行政法人（法第58条第1項第2号に掲げる法人を含む。）においては、当該地方公共団体又は当該法人を設立する地方公共団体の定める条例で定めるところにより、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報を取り扱う事務単位で作成された帳簿等）を作成し、公表することも可能である。このような帳簿を作成・公表する場合であっても、当該地方公共団体の機関、地方独立行政法人（同号に掲げる法人を含む。）においては、個人情報ファイル簿についても作成・公表を行わなくてはならない（法第75条第5項）。</p> <p>（ガイドラインP.41）</p>

## 協議事項 2

項目		収集の制限
条文	現行条例	8条1項・2項
	改正法	61、64条
相違点		<p>【現行条例】 目的を明らかにする 本人収集の原則を規定している</p> <p>【改正法】 目的をできるだけ特定する 本人収集に係る制限規定なし</p>
対応の方向性		改正法に基づく適切な個人情報の取扱いを継続するため、個人情報ファイル簿とは別に帳簿を作成し、閲覧に供することで個人情報保護の透明性を図る
当町の考え方		個人情報の収集の目的について、改正法の規定では目的をできる限り特定するとあるが、現行条例では目的を明らかにする必要がある。制度改正後も、現行条例の水準を維持するためには、収集の目的を明らかにすることが必要であり、継続して個人情報取扱事務登録簿を作成、一般の閲覧に供すことで、町民に向けて収集の目的を明らかにすることができると思う。
町の対応		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例規定する：条例に規定することにより対応する</li> <li>2 現行ルールどおり：現行ルールの運用を継続する</li> <li>3 運用ルールの変更：既存の運用ルールを見直す</li> <li>4 運用ルールの整備：新たな運用ルールを整備する</li> <li>5 その他（ ）</li> </ol>
個人情報保護委員会の見解		個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されない (ガイドライン、P74)

### 協議事項 3

項目		要配慮個人情報の収集
条文	現行条例	8条3項
	改正法	規定なし
相違点		改正法に規定なし
対応の方向性		適切な個人情報の取扱いを継続するため、個人情報ファイル簿とは別に帳簿を作成し、閲覧に供することで個人情報保護の透明性を図る また、条例要配慮個人情報を規定することはしない
当町の考え方		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮個人情報の収集についての条文がなくなるが適切な個人情報の取扱いを継続するため、個人情報ファイル簿とは別に継続して個人情報取扱簿を作成し、閲覧に供することで町民の個人情報保護の透明性を図る</li> <li>・ 法で規定する要配慮個人情報の他に、地域の特性から「条例要配慮個人情報」と位置付けるべき情報はないと考えるため、特にこれを条例で規定する必要はないと考える。</li> </ul>
町の対応		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例規定する：条例に規定することにより対応する</li> <li>2 現行ルールどおり：現行ルールの運用を継続する</li> <li>3 運用ルールの変更：既存の運用ルールを見直す</li> <li>4 運用ルールの整備：新たな運用ルールを整備する</li> <li>5 その他（ ）</li> </ol>
個人情報保護委員会の見解		<p>要配慮個人情報の取得を制限することは、行政機関等において要配慮個人情報の取扱いについて特別の制限を設けていない法の規律に抵触する規律を定めるものであり、個人情報保護やデータ流通について直接影響をあたえる事項に当たる</p> <p>一方で、法はこのような規律を定めることについて委任規定を置いてないため、要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは認められない</p> <p>(Q&amp;A、P6、Q3-2-1)</p>

## 協議事項 4

項目		利用・提供の制限
条文	現行条例	9条1項
	改正法	69条1項、2項
相違点		目的外利用及び提供制限の範囲が異なる
対応の方向性		個人情報の本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識し、また当該個人情報取扱事務登録簿の閲覧により自己情報の確認を行うことができるよう継続して個人情報取扱事務登録簿を作成、一般の閲覧に供する
当町の考え方		改正法では、「相当の理由があるとき」、「特別の理由があるとき」に限って、個人情報の目的外利用・提供が認められており、現行条例と比べると提供の制限が広がり、保護の水準が低下するように思えるが、国が示す「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められることや、特別の理由があるときは、相当の理由よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨であることから、理由もなく、むやみに外部に提供することは無いと考える。継続して個人情報取扱事務登録簿を作成、一般の閲覧に供すことで、個人情報の本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識し、また当該個人情報取扱事務登録簿の閲覧により自己情報の確認を行うことができると考える。
町の対応		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例規定する：条例に規定することにより対応する</li> <li>2 現行ルールどおり：現行ルールの運用を継続する</li> <li>3 運用ルールの変更：既存の運用ルールを見直す</li> <li><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">4</span> 運用ルールの整備：新たな運用ルールを整備する</li> <li>5 その他（ ）</li> </ol>
個人情報保護委員会の見解		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。</li> <li>・「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関等において厳格に管理すべき個人情報に</li> </ul>

	<p>ついて、行政機関等以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。</p> <p>(事務対応ガイドP. 104～106)</p> <p><b>【条例に規定が置かれることが許容されないもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 目的外利用・提供を行う場合に典型的に審議会等の諮問を要する旨の規定</li></ul> <p>(事務対応ガイドP. 387)</p> <p>今回の法改正の趣旨は、「全国統一的な個人情報保護制度の構築」であること、また、個別の事案における個人情報の取扱いに疑義が生じた場合には、国の個人情報保護委員会に助言を求めることができることから、利用、提供について典型的に審議会等への諮問を義務付けることは許容されない</p> <p>(ガイドライン、P 70)</p>
--	--

## 協議事項 5

項目	オンライン結合による提供制限	
条文	現行条例	10条1項・2項
	改正法	規定なし
相違点	改正法に規定なし	
対応の方向性	改正法においては、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定が設けられているが、改正法に基づく適切な個人情報の取扱いを継続するため、個人情報ファイル簿とは別に帳簿を作成し、閲覧に供することで個人情報保護の透明性を図る	
町の考え方	改正法において、条例で独自にオンライン結合による提供の制限を定めることについては許容されないこととされているが、改正においては、安全管理措置（66条）や第三者提供の制限、適切な管理措置（69条2項、70条）に関する規定が設けられている。 ただし、今後も社会のデジタル化を踏まえ、改正法の規定や国のガイドラインを遵守するとともに、情報セキュリティを含めた安全確保措置を十分に行い、オンライン・オフラインを問わず、個人情報がみだりに提供されることがないように、法に基づく必要な保護措置を図る必要がある。	
町の対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例規定する：条例に規定することにより対応する</li> <li>2 現行ルールどおり：現行ルールの運用を継続する</li> <li style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3 運用ルールの変更：既存の運用ルールを見直す</li> <li>4 運用ルールの整備：新たな運用ルールを整備する</li> <li>5 その他（ ）</li> </ol>	
個人情報保護委員会の見解	個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されない（ガイドライン、P74）	

## 協議事項 6

項目		開示請求者
条文	現行条例	15条2項・4項
	改正法	76条2項
相違点		<p>【現行条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害等特別の理由により、本人による請求が困難である場合の代理人</li> <li>・法定代理人</li> <li>・本人から委任をうけた弁護士</li> </ul> <p>【改正法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定代理人</li> <li>・任意代理人</li> </ul>
対応の方向性		国のガイドラインを参考に運用ルールを整備する
町の考え方		これまでから、本人による開示請求であれば、本人確認を行い、委任を含む代理人の場合であれば、それが事実かどうかの確認を行っており、なりすまし等による個人情報の漏洩防止に向けた運用を引き続き徹底する。
町の対応		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例規定する：条例に規定することにより対応する</li> <li>2 現行ルールどおり：現行ルールの運用を継続する</li> <li>3 運用ルールの変更：既存の運用ルールを見直す</li> <li>4 運用ルールを整備：新たな運用ルールを整備する</li> <li>5 その他（ ）</li> </ol>
個人情報保護委員会の見解		<p>未成年者の法定代理人による開示請求について、一律に本人の同意を証する書類の提出を義務付けることは、実質的に任意代理のみを認めて法定代理を認めないこととなり、開示請求権について法に定める無い制限を課すものであって開示の手続に関する事項であるとはいえず、そのような規定を法施行条例で定めることは認められない（Q&amp;A、P10、Q5-3-1）</p> <p>本人又は法定代理人若しくは任意代理人以外の者による開示請求は</p>

	認められず、これを認める法施行条例の規定を設けることはできない（Q&A、P10、Q5-3-2）
--	---



## 協議事項 7

項目	死者情報の開示請求	
条文	現行条例	15条3項
	改正法	規定なし
相違点	<p>改正法に規定なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死者情報は個人情報に該当しないため、改正法に基づく開示請求はできない</li> <li>・ 死者情報が遺族等の生存する個人を本人とする個人情報に該当する場合は、改正法に基づく開示請求が可能</li> </ul>	
対応の方向性	死者情報について、遺族等から請求があった場合は、開示できるように要綱整備等を行う。	
町の考え方	<p>改正法の規定では、死者情報は個人情報に該当しないため、遺族等が死者の情報を必要とする場合、当該死者情報が生存する個人を本人とする個人情報に該当する場合は、改正法に基づく開示請求が可能となるが、それ以外の情報は改正法による開示請求ができない。したがって、遺族等の個人情報に該当しない死者情報の取得は、情報公開条例に基づく開示請求が必要となるが、情報公開条例においても、死者情報は、不開示事由に該当するため、遺族等が必要とする情報を、入手できなくなるおそれがある。そこで、遺族等が死者情報であっても入手できる仕組み作りが必要と考える。しかし、改正法では、個人情報から死者情報が除外されているため、施行条例において、個人情報に該当しない死者情報を対象とした開示請求権に関する規定を設けることは認められていない。したがって、遺族等の開示請求権を救済する規定を施行条例以外で設ける必要があり、方法として、個人情報に該当しない死者情報の開示請求に関する要綱等を別に定める方法が考えられる。</p>	
町の対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例規定する：条例に規定することにより対応する</li> <li>2 現行ルールどおり：現行ルールの運用を継続する</li> <li>3 運用ルールの変更：既存の運用ルールを見直す</li> <li><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">4</span> 運用ルールの整備：新たな運用ルールを整備する</li> <li>5 その他（ ）</li> </ol>	
個人情報保護委員会の見解	死者に関する情報については、個人情報に該当しないため開示請求の対象ともならないが、死者に関する情報が同時にその遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人を本人とする開示請求の対象となる。請求の対象である死者に関する情報が、生存する個人に関する情報に該当するか否かは、当該情報の	

	内容と当該個人との関係などを個別に検討して判断する必要がある。(事務対応ガイド P.182)
--	--

## 協議事項 8

項目		個人情報の開示義務
条文	現行条例	17条1項3号
	改正法	78条3項
相違点		<p>現行条例に記載の不開示情報に加えて、改正法ロに掲げる情報が不 開示情報となる</p> <p>※参考 ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供さ れたものであって、法人等又は個人における通例として開示しない こととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の 性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>
対応の方向性		情報公開条例と整合を図る
町の考え方		改正法のロの規定に基づき、不開示情報として扱う
町の対応		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例規定する：条例に規定することにより対応する</li> <li>2 現行ルールどおり：現行ルールの運用を継続する</li> <li>3 運用ルールの変更：既存の運用ルールを見直す</li> <li>4 運用ルールの整備：新たな運用ルールを整備する</li> <li>5 その他（ ）</li> </ol>
個人情報保護 委員会の見解		<p>② 行政機関等の要請（※1）を受けて（※2）、開示しない（※3）と の条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における 通例（※4）として開示しないこととされているものその他の当該条 件を付すること（※5）が当該情報の性質、当時の状況等に照らして 合理的であると認められるもの</p> <p>（※1）法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の 長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、 任意に提出を求めた場合は含まれる。</p> <p>（※2）行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人か</p>

ら提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、これに含まれる。

(※3) 法や情報公開法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

(※4) 法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見取りを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

(※5) 開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、これに当たらない。

## 協議事項 9

項目		開示決定の期限、開示請求等の特例
条文	現行条例	21条1項・2項、22条
	改正法	83条1項・2項、84条
相違点		<p>【現行条例】</p> <p>開示請求期限：請求があった日から15日以内</p> <p>期限延長：請求があった日から30日を限度</p> <p>特例：請求があった日から30日以内に全て開示できない場合</p> <p>【改正法】</p> <p>開示請求期限：請求があった日から30日以内</p> <p>期限延長：請求のあった日から60日以内</p> <p>特例：請求があった日から60日以内に全て開示できない場合</p>
対応の方向性		現行条例のとおり、請求があった日からの期間を合わせる
町の考え方		現条例の趣旨を鑑み、開示請求に対する決定が速やかに行われるように、これまでの運用を継続する
町の対応		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例規定する：条例に規定することにより対応する</li> <li>2 現行ルールどおり：現行ルールの運用を継続する</li> <li>3 運用ルールの変更：既存の運用ルールを見直す</li> <li>4 運用ルールの整備：新たな運用ルールを整備する</li> <li>5 その他（ ）</li> </ol>
個人情報保護委員会の見解		<p>法第108条は、開示の手続に関する事項について、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、開示決定等の期限については開示の手続に関する事項に含まれるため、法施行条例で30日以内の任意の期間とすることは認められる。また、法第83条第2項の延長可能な期間についても、30日以内の任意の期間とすることは認められる。</p> <p>(Q&amp;A、P15.16、Q5-6-1)</p> <p>Q5-6-2</p> <p>開示決定等の期限に係る初日の算入又は不算入といった期間計算の方法について、法とは異なる内容を法施行条例で規定することはできるか。</p> <p>A5-6-2</p> <p>期間計算の方法については、民法(明治29年法律第89号)第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算し、同</p>

	<p>法第 142 条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することになるところ、これと異なる方法を法施行条例で規定することはできません。</p>
--	--

## 協議事項 10

項目		費用負担
条文	現行条例	27条1項
	改正法	89条2項
相違点		現行条例では、開示請求にかかる手数料を徴収せず、開示実施にかかる手数料のみ徴収している。
対応の方向性		現行のとおり、開示実施手数料のみ徴収する。
町の考え方		現行条例においては、開示請求制度が広く利用されるよう配慮されることが重要であるという考えから、開示請求手数料を徴収しないこととしており、開示実施手数料のみ、受益者負担の考えにより徴収している。 今後においても、政策的配慮の点から、同様の取扱いとする。
町の対応		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例規定する：条例に規定することにより対応する</li> <li>2 現行ルールどおり：現行ルールの運用を継続する</li> <li>3 運用ルールの変更：既存の運用ルールを見直す</li> <li>4 運用ルールの整備：新たな運用ルールを整備する</li> <li>5 その他（ ）</li> </ol>
個人情報保護委員会の見解		<p>手数料に関する考え方は、行政機関に関するものと基本的に同じだが、地方公共団体の機関においては、手数料の額は、実費の範囲内において条例で定めることとされている。実費の範囲内であれば、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、従量制とすること。）や、手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること。）も可能である。</p> <p>また、コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することは可能である。なお、法第89条第2項の規定により、地方公共団体の機関における開示請求の手数料は実費の範囲内において条例で定める額とされているところ、実費相当額を重複して徴収することがないように留意する必要がある。</p>

## 協議事項 1 1

項目	個人情報の訂正請求	
条文	現行条例	28条1項
	改正法	90条1項1号～2号
相違点	改正法では、開示を受けた個人情報に限り、訂正請求を可能としている。(開示請求前置主義)	
対応の方向性	改正法のとおり、開示請求前置主義を採用する。	
町の考え方	法改正後の訂正請求手続については、郵送による請求や任意代理人による請求等、様々な方法により手続が行われることが想定される。どのような方法による請求であっても、訂正請求の対象となる保有個人情報を明確とし、制度の安定的な運用を図るため、開示請求前置とすることが望ましいと考える。	
町の対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例規定する：条例に規定することにより対応する</li> <li>2 現行ルールどおり：現行ルールの運用を継続する</li> <li style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3 運用ルールの変更：既存の運用ルールを見直す</li> <li>4 運用ルールの整備：新たな運用ルールを整備する</li> <li>5 その他 ( )</li> </ol>	
個人情報保護委員会の見解	<p>法は対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、訂正請求及び利用停止請求の制度の安定的運用を図るため、これらの制度について開示を受けた保有個人情報を対象としている。他方、法第108条は、訂正及び利用停止の手続に関する事項について、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしており、開示を受けていない保有個人情報について訂正請求及び利用停止請求の対象とすることは、これらの請求の前提となる手続に関するものであり、訂正及び利用停止の手続に関する事項に含まれるため、訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、そのような法施行条例を規定することは妨げられない。(本人が開示を受けていない保有個人情報についても、訂正請求や利用停止請求の対象とすることができる。)</p>	



## 協議事項 1 2

項目		訂正決定等の期限
条文	現行条例	3 2 条 2 項
	改正法	9 4 条 2 項
相違点		現行条例では、訂正請求があった日から 4 5 日を限度としているが、改正法においては、3 0 日の延長を可能としており、結果として、訂正請求があった日から 6 0 日を限度としている。
対応の方向性		現行条例のとおり、訂正請求があった日から 4 5 日を限度とする。
町の考え方		現条例の趣旨を鑑み、訂正請求に対する決定が速やかに行われるように、これまでの運用（3 0 日 + 1 5 日）を継続する。
町の対応		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例規定する：条例に規定することにより対応する</li> <li>2 現行ルールどおり：現行ルールの運用を継続する</li> <li>3 運用ルールの変更：既存の運用ルールを見直す</li> <li>4 運用ルールの整備：新たな運用ルールを整備する</li> <li>5 その他（            ）</li> </ol>
個人情報保護委員会の見解		<p>条例に規定することにより延長できる日数を 3 0 日より短い日数とすることが可能である。この場合には、当該日数以内に限り（※）その期限を延長することができる。</p> <p>（※）開示決定を行う期限を、法が定める 3 0 日（法第 8 3 条第 1 項）より短い日数として定めている場合であっても、条例の定めにより延長することができる日数は、3 0 日を超えることができない。</p>

### 協議事項 13

項目		利用停止等決定等の期限
条文	現行条例	37条2項
	改正法	102条2項
相違点		現行条例では、利用停止等請求があった日から45日を限度としているが、改正法においては、30日の延長を可能としており、結果として、利用停止等請求があった日から60日を限度としている。
対応の方向性		現行条例のとおり、利用停止等請求があった日から45日を限度とする。
町の考え方		現条例の趣旨を鑑み、利用停止等請求に対する決定が速やかに行われるように、これまでの運用（30日+15日）を継続する。
町の対応		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例規定する：条例に規定することにより対応する</li> <li>2 現行ルールどおり：現行ルールの運用を継続する</li> <li>3 運用ルールの変更：既存の運用ルールを見直す</li> <li>4 運用ルールの整備：新たな運用ルールを整備する</li> <li>5 その他（ ）</li> </ol>
個人情報保護委員会の見解		<p>条例に規定することにより延長できる日数を30日より短い日数とすることが可能である。この場合には、当該日数以内に限り（※）その期限を延長することができる。</p> <p>（※）開示決定を行う期限を、法が定める30日（法第83条第1項）より短い日数として定めている場合であっても、条例の定めにより延長することができる日数は、30日を超えることができない。</p>

## 協議事項 14

項目	審査会への諮問等	
条文	現行条例	38条
	改正法	105条
相違点	相違なし	
対応の方向性	法第129条に基づき審議会への諮問に関する規定を定める	
当町の考え方	<p>個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないが、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができるため、精華町情報公開・個人情報保護審査会で諮問できるように整備する</p>	
町の対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例規定する：条例に規定することにより対応する</li> <li>2 現行ルールどおり：現行ルールの運用を継続する</li> <li>3 運用ルールの変更：既存の運用ルールを見直す</li> <li>4 運用ルールの整備：新たな運用ルールを整備する</li> <li>5 その他（ ）</li> </ol>	
個人情報保護委員会の見解	<p>地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第129条）。</p> <p>「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。</p> <p>この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。令和3年改正法では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反</p>	

	<p>するものである。</p> <p>なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第166条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。</p> <p>(ガイドライン 9-4)</p>
--	--